

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和6年9月30日

月曜日

号外

## 目次

### 条 例

- 富山県農政審議会条例の一部を改正する条例 1
- 富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例 2
- 富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 富山県手数料条例の一部を改正する条例 3
- 富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

富山県農政審議会条例の一部を改正する条例、富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例、富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例及び富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県条例第55号

富山県農政審議会条例の一部を改正する条例

富山県農政審議会条例（昭和37年富山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8条」を「第9条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（農林水産企画課）

**富山県条例第56号**

富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県知事等退職手当支給条例（平成17年富山県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行う」の次に「ことができる」を加える。

第4条を次のように改める。

（在職期間の計算）

**第4条** 前条に規定する在職期間の計算は、知事等となった日から起算して暦に従って計算した月数による。この場合において、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

**富山県条例第57号**

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（基金の処分）

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

附則第2項中「令和7年5月31日」を「令和12年5月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（こども家庭室）

**富山県条例第58号**

## 富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の128の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者の免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表の129の項中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者名簿の」を「大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻取扱者名簿登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」に改め、同表の130の項中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証の」に、「大麻取扱者免許再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許再交付手数料」に改める。

**附 則**

## （施行期日）

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

## （経過措置）

- 2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の大麻取締法（昭和23年法律第124号）第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者名簿の登録変更及び同条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、この条例による改正後の別表第1の129の項及び130の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財 政 課）

**富山県条例第59号**

## 富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中央病院の項中「665床」を「654床」に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(医務課)